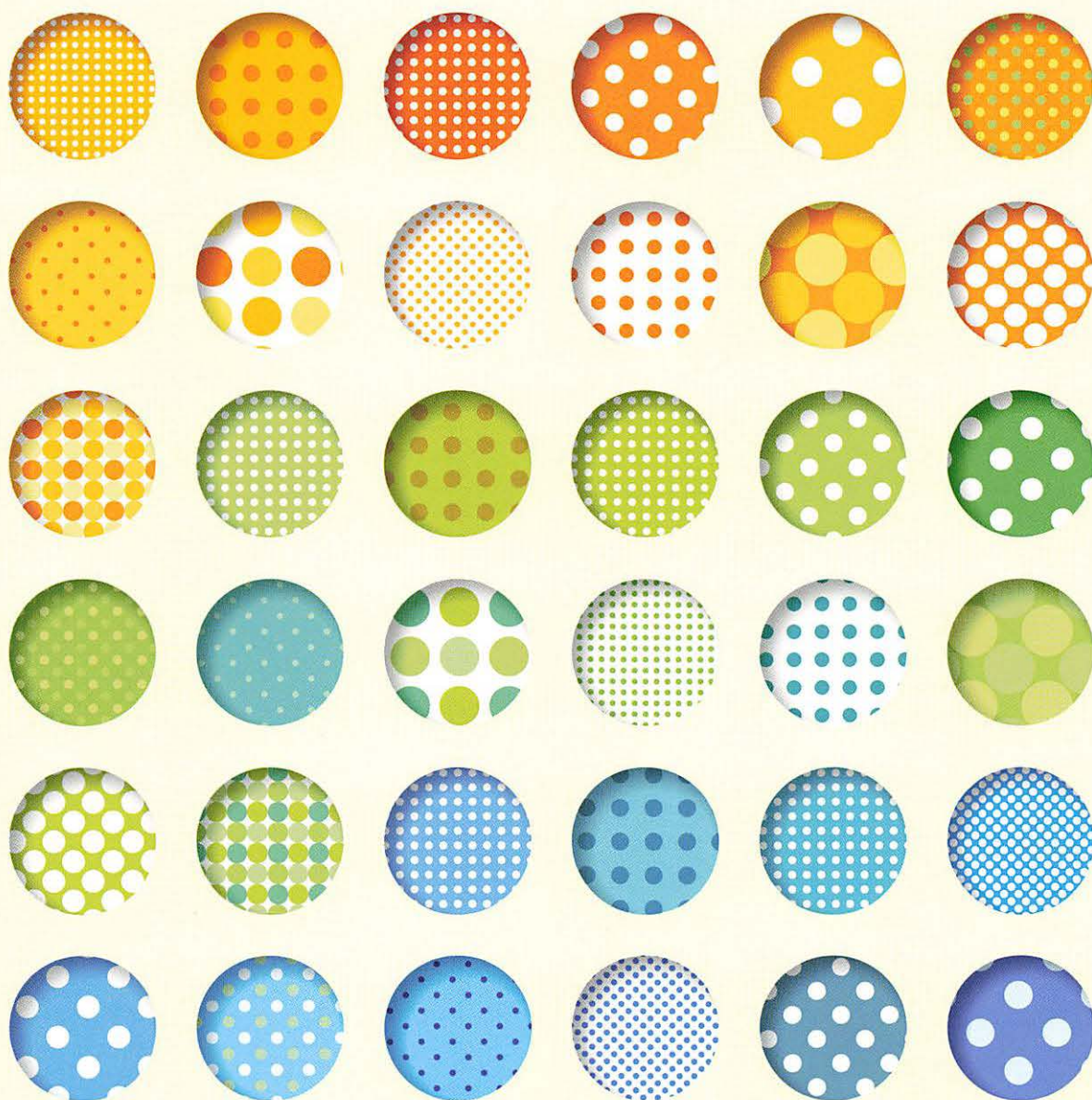


# 横須賀市人権施策推進指針 [改定版]

～市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される社会を目指して～



令和元年(2019年)7月

横須賀市

# はじめに

横須賀市は、市民一人ひとりを、かけがえのない個人として尊重するとともに、さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちを目指しています。

平成19年（2007年）に、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを示した「横須賀市人権都市宣言」を行い、この宣言の理念に基づき、今後の人権施策を着実に推進していくための道しるべとして、平成21年（2009年）には「横須賀市人権施策推進指針」を策定しました。

しかし、この10年で世の中は著しく変化し、社会はさらに複雑化、多様化しました。それに伴って、人権を取り巻く状況もまた大きく変わり、インターネットによる差別的な書き込みや、性的マイノリティ、自殺をめぐる問題など新たな人権問題が発生しています。

このような社会情勢の変化に伴う新たな人権課題や、人権を取り巻く環境の大きな変化に対応すべく、このたび10年ぶりに「横須賀市人権施策推進指針」の改定を行いました。

今回の改定により、指針は一層時代に即した姿となりました。これからも人権施策推進の道しるべとしての役割を担うこととなります。

また、改定とともに、平成31年（2019年）4月から、神奈川県下では初となる「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入し、人権に関する新たな取り組みを開始したところです。

今年5月にわが国は「令和」という新たな時代を迎え、来年にはオリンピック、パラリンピックが開催されます。そして、そこには、人権尊重を基礎とする「オリンピック憲章」の理念があります。

新たな時代がますます人権を大切にす時代となることを祈るとともに、今後もこの「横須賀市人権施策推進指針」のもと、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、皆が多様性を尊重し自分らしく暮らすことができる、「誰も一人にさせないまち」を目指していきます。

令和元年（2019年）7月

横須賀市長 **上地克明**

## 目 次

	ページ
<b>第1章 人権施策推進指針の策定にあたって</b> .....	1
1 人権を取り巻く動向 .....	1
(1) 人権の成り立ちと意義 .....	1
(2) 国内外の動向.....	1
2 指針策定の趣旨.....	2
(1) 人権施策推進の背景.....	2
(2) 人権施策推進指針策定のための取り組み.....	2
(3) 指針の性格.....	3
(4) 指針の位置付け.....	3
(5) 改定について.....	4
<b>第2章 基本理念（人権都市宣言）</b> .....	5
<b>第3章 人権施策推進の基本的な方向</b> .....	6
1 施策共通の基本的方向.....	6
(1) 人権教育・啓発の推進 .....	6
(2) 相談体制の充実.....	6
(3) 市民や関係機関との連携の推進.....	6
(4) 人権尊重の視点に立った市政の推進.....	6
2 分野別課題解決への基本的方向.....	7
(1) 男女共同参画.....	7
(2) 子ども.....	11
(3) 高齢者.....	15
(4) 障害者.....	18
(5) 同和問題.....	22
(6) 外国人.....	25
(7) 患者等.....	28
(8) インターネットによる人権侵害【新】.....	31
(9) 性的マイノリティ【新】.....	34
(10) 自殺をめぐる問題【新】.....	38
(11) その他の人権課題 .....	41
<b>第4章 今後の人権施策推進に向けて</b> .....	45
1 庁内推進体制の整備 .....	45
2 第三者評価機関の設置 .....	45
3 市民意識調査の実施【新】.....	45
4 人権施策推進指針の見直し.....	45

資料編 .....	46
人権関係法律および条約等一覧表 .....	46
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（関係条文） .....	47
部落差別の解消の推進に関する法律 .....	49
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律 .....	50
人権施策推進会議条例 .....	52
人権施策推進会議委員 .....	53



# 第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

## 1 人権を取り巻く動向

### (1) 人権の成り立ちと意義

「人権（基本的人権）」という言葉は、誰でも聞いたことがあると思います。しかし、友達や家族の間の日常的な会話でこの言葉が使われることは、ほとんどないかもしれません。人権は、私たちにとってとても大切なものです。それにもかかわらず、人権は傷つきやすく、もろいものです。そのため、自分たちの人権をまもるためには、人権の歴史、人権の意味、人権の価値を正確に理解することが必要です。

人権は、憲法第97条が明記しているように、文書で確認された自由や権利ということ言えば、1215年のマグナ・カルタ（イギリス）<sup>※P4参照</sup>に始まる「人類の多年にわたる自由獲得の努力」の成果です。このような努力の結果、「自由は人間の本質そのものである」とか、「奪うことができないという点において、自由は人間に固有のものである」と考えられるようになりました。

人権は、誰かから与えられるものではありません。人権は、すべての人が生まれながらにして、等しく有しているものです。自分一人だけではなく、すべての人がそれぞれ人権を有しています。従って、人権は、「自分だけよければよい」ということを意味する権利ではありません。人権の保障にとっての第一歩は、それぞれが互いに「かけがえのない個人」であることを認め、尊重し合うことです。

人権は、理念としては「侵すことのできない」（憲法第11条、97条）権利ですが、実際には、制約されることがあります。ある人の人権と他の人の人権が衝突することがあります。その場合には、両者の調整が必要になります。どのような調整ならばよいのか、個別的・具体的に考えなければなりません。また、安全や秩序の維持などの理由で、人権が制限されることもあります。そのような場合には、制限する目的や規制する手段の妥当性を考えなければなりません。人権に対する制約は、他人事ではないのです。

### (2) 国内外の動向

人権として保障される権利は、歴史の進展の中で拡大してきました。人間が人間らしく生きるために、自由権や平等権ばかりでなく、参政権や社会権も権利として保障されるようになりました。昭和21年（1946年）に制定された憲法は、第三章「国民の権利及び義務」で多くの権利を保障しています。しかし、その後の社会の進展の中で、憲法に書かれていない権利（これを「新しい人権」と呼んでいます）も、人間らしく生きるために必要な権利であると認められるようになりました。その代表的な例が、プライバシーの権利です。

第二次世界大戦後は、人権は国際社会においても保障されています。「世界人権宣言」（昭和23年（1948年））、「人種差別撤廃条約」（同40年（1965年））、「国際人権規約」（同41年（1966年））、「女子差別撤廃条約」（同54年（1979年））、「子どもの権利条約」（平成元年（1989年））、「強制失踪条約」（同18年（2006年））、「障害者の権利に関する条約」（同18年（2006年））など、多くの人権に関する条約等

が採択され、発効しています。

また、平成28年（2016年）には、「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）、「ヘイトスピーチ解消法」（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）、「部落差別解消法」（部落差別の解消の推進に関する法律）など、差別解消に向けた法律の整備も進められました。

## 2 指針策定の趣旨

### （1）人権施策推進の背景

日本国憲法において、公務員は憲法の尊重擁護の義務を負っています（第99条）。横須賀市の職員も、この「公務員」に含まれます。

地方公共団体の運営は、地方自治法に依拠しています。地方自治法において、地方公共団体の基本的な役割を「住民の福祉の増進を図ること」としており（第1条の2）、国との役割分担として、「住民に身近な行政」が地方公共団体に委ねられています。この役割の遂行において、憲法が「国民に保障する自由及び権利」（憲法第11条）を具体的に保障する責務を負います。

さらに、人権教育、啓発に関しては、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として、「施策を策定し、及び実施する」こととされました。横須賀市として進める人権施策は、以上のような法令に依拠し由来しています。

これら憲法や法律の趣旨を踏まえ、これまで横須賀市は、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、人権問題がすべて克服されたわけではなく、価値観やライフスタイルの多様化、情報化と国際化の進展、人権意識の高まりなどの社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じたり、表面化したりするようになりました。

これらの問題を解決していくためには、どのような基本的考えに立脚し、どういった道筋で問題を解決していくべきなのか。それを探る新たな取り組みを始めました。

### （2）人権施策推進指針策定のための取り組み

こうしたことを受けて横須賀市は、平成13年度（2001年度）から人権関係調査研究事業に着手しました。

まず、学識経験者を人権関係調査研究専門委員に委嘱し、庁内プロジェクトチームとともに1年間、検討を行い、人権尊重の理念に基づいた市政を確立するため、人権宣言を行い、引き続き指針の策定を検討することとしました。

平成14年度（2002年度）には、専門委員と関係団体代表者、公募市民による「人権擁護推進懇話会」を設置し、庁内プロジェクトチームとの協議、検討が行われた結果、「（仮称）横須賀市人権宣言案」が作成されました。

平成15年度（2003年度）には、広く市民の意見を聴くため、パブリック・コメント手続を実施し、その後、修正のための検討を経て、平成19年（2007年）2月18日に挙行政



れた「市制施行100周年記念式典」において、市長自ら「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この動きと並行して、この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を策定することとして、そのための諮問機関として、平成18年度（2006年度）、新たに「横須賀市人権懇話会」を設置しました。

新しい懇話会では、横須賀市の人権施策の在り方について、18回にわたる協議が重ねられ、平成20年（2008年）3月に、「横須賀市人権施策推進に関する提言」が取りまとめられました。

平成20年度（2008年度）には、関係課職員11名による庁内プロジェクトチームを発足させ、この提言書を踏まえ、人権施策推進のための指針策定作業を進めました。

### （3）指針の性格

横須賀市は、目指すべき都市像として「国際海の手文化都市」を掲げ、その実現に向け平成9年（1997年）に「横須賀市基本構想」を策定しました。この中で、まちづくり政策の一つとして「健康でやさしい心のふれあうまち」を掲げ、「すべての人々が互いの存在を認め合い、差別を受けることなく、生活できる環境」づくりに取り組んできました。

そして、前述のとおり、横須賀市は、平成19年（2007年）に、人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを表明した「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

「横須賀市人権施策推進指針」は、今後の人権施策の推進に当たり、「横須賀市基本構想」に基づいて各分野で進められている施策を人権擁護の視点からとらえ直し、取り組むべき方向性を明らかにして、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づいて、より確実に進めていくための道しるべとして平成21年（2009年）に策定しました。

### （4）指針の位置付け

「横須賀市人権施策推進指針」は、横須賀市基本計画を上位計画とし、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づき、各分野別計画と連携し、今後の人権施策をより確実に進めていくためのガイドラインとして策定しました。

人権尊重の理念はどの分野においても配慮すべきものであり、人権尊重の理念に基づく市政を推進するためには、「横須賀市男女共同参画プラン」「横須賀子ども未来プラン」「横須賀高齢者保健福祉計画（第7期介護保険事業計画を含む）」「横須賀障害者福祉計画」など、その他の計画との連携は欠かせません。

また、憲法や人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めています。

### (5) 改定について

平成19年（2007年）2月18日の「市制施行100周年記念式典」において、「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を平成21年（2009年）1月に策定しました。

そして、平成22年（2010年）には、学識経験者、市民等の第三者による「横須賀市人権施策推進会議」（以下、「推進会議」という）を設置しました。

推進会議からは、毎年度「横須賀市人権施策推進指針」の分野別課題に係る市の施策・事業について人権擁護の観点から評価を受け、横須賀市の人権擁護にかかわる取り組みを総合的かつ効果的に進めてきました。

一方、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況が変化しています。

多様化、複雑化が進む社会の諸問題に的確に対応し、より一層時代に即した指針とするため、推進会議から意見をいただき改定を行いました。

### 用語解説

#### ※マグナ・カルタ

大憲章と訳される。1215年、イギリスの貴族たちがジョン王の不法な政治に抵抗して承認を強制したもの。恣意的（しいてき）な課税の禁止など、主として封建貴族の権利を再確認したものだが、その中の諸条項が近代になって人民の自由と議会の権利を擁護したものと解釈され、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）とともに、イギリス憲法の三大法典と称される。



## 第2章 基本理念（人権都市宣言）

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日においても、差別や虐待などの人権問題が存在しています。

憲法などにおける人権の保障は、ゴールラインではありません。それらは、現実には人権を保障するためのスタートラインです。この問題意識を踏まえて、「人権都市宣言」は、横須賀市が自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを宣言したものです。

人権都市宣言は、人権が、世代や性などの違いにかかわらず、すべての人に等しく保障される権利であること、そして市民一人ひとりが、かけがえのない存在であることをうたっています。

横須賀市は、人権都市宣言を人権施策推進の基本理念と位置付け、人権都市宣言の精神を具体化し、現実のものとする人権施策を進めていきます。

### 横須賀市人権都市宣言

人権は、人が人であることに基づいて、当然に保障される権利です。すべての人は、生まれながらにして、等しく人権を有しています。しかしながら、現実には差別や虐待などの人権問題が存在しています。

横須賀市は、子どもから高齢者まで世代を問わず、また性別や国籍を問わず、この地に暮らし、働き、学び、遊ぶ市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重します。

さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない都市をめざして、市民と協働しつつ、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを宣言します。

平成19年（2007年）2月18日

横 須 賀 市 長



## 第3章 人権施策推進の基本的な方向

### 1 施策共通の基本的方向

#### (1) 人権教育・啓発の推進

- ① 学校教育においては、正義感、倫理観や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむための教育の充実を図ります。
- ② 社会教育においては、生涯学習の観点から人権について学べるような機会の充実に努めます。
- ③ 家庭、地域、職場など、さまざまな場を通じて、市民一人ひとりが、人権についての知識や理解を深められるよう啓発に努めます。
- ④ 市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、福祉・医療関係者などに対しても、人権意識が高まるよう働き掛けに努めます。

#### (2) 相談体制の充実

- ① 市民が問題の早期解決を図れるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。
- ② 複合的な問題に対応するため、それぞれの相談窓口や関係機関、民間団体などとの連携を図り、迅速かつ確実な解決につなげる体制づくりに努めます。
- ③ 相談内容の複雑化などに対応するため、相談に携わる職員の知識習得と応対技術の向上に努めます。

#### (3) 市民や関係機関との連携の推進

- ① 市民やNPO団体などの関係団体、官公署と協働・連携し、問題解決に向けて取り組むよう努めます。
- ② 社会全体で人権問題に取り組めるよう、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野での連携に努めます。
- ③ 横須賀市だけでは解決できない問題については、国、県などへ積極的な提言・要請を行い、連携を図るよう努めます。

#### (4) 人権尊重の視点に立った市政の推進

- ① 個人情報の収集・保管・利用を適正に行い、プライバシーの保護に努めます。
- ② 社会情勢の変化や現状を的確に把握するとともに、複合的な問題についての庁内の連携に努めます。
- ③ より適切に人権施策の推進を図るため、効率的な行財政運営に努めます。
- ④ 職員一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自覚を持って職務遂行に努めます。

## 2 分野別課題解決への基本的方向

(※掲載順は優先順位ではありません) 【新】…今回の改定で新しく位置づけられたもの

### (1) 男女共同参画

#### 1 現状

憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、・・・性別・・・により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定しています。

しかしながら、性別に基づく差別を見ると、固定的な性別役割分担意識に基づいた制度や慣行は家庭や職場、地域などさまざまな場で根強く残っています。DV<sup>※1</sup>防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、配偶者等からの暴力の被害者は女性が多いなど真の男女平等社会の実現には至っていないと言えます。

また、最近では、セクシュアル・ハラスメント<sup>※2</sup>だけでなく、パワー・ハラスメント<sup>※3</sup>やマタニティ・ハラスメント<sup>※4</sup>等の防止啓発に取り組むことも求められています。

「男女共同参画社会基本法」では、地方自治体に対し、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策でなくても、結果的に影響を及ぼすことがあり得ることから、男女共同参画に関する計画に盛り込まれない施策であっても、策定、実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮すべきとしています。

また、平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、一定規模以上の事業主に対する「事業主行動計画」の策定が義務付けられました。

#### 2 これまでの施策

横須賀市では、平成7年(1995年)に男女共同参画社会実現のための具体的な取り組みとして「女性行政総合プラン(デュオプランよこすか)」をスタートさせ、これを機に、男女共同参画推進の拠点施設として「デュオよこすか」を開設しました。

平成13年(2001年)12月には、「男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すため、「男女共同参画の推進を横須賀市の主要な施策として、総合的に実施する」ことを、横須賀市の責務として位置付けました。

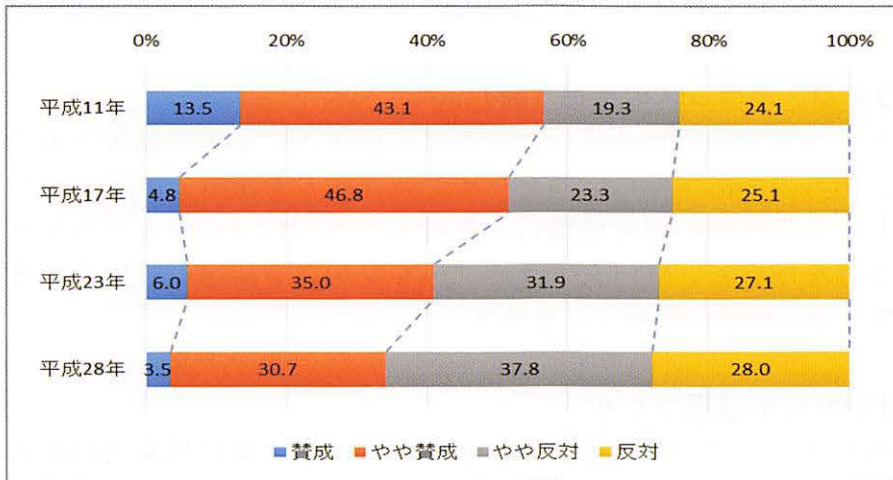
また、平成14年(2002年)からは、市役所自らが男女共同参画を推進し、市内事業所のモデルとなるよう努めていくための「男女平等モデル事業所づくり計画」を策定しました。現在、この取り組みは「第5次男女共同参画プラン」に引き継がれています。



### 3 課題

「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由に役割や責務を固定的にとらえる意識は、社会に根強く残っており、また、保育所の待機児童の問題や、女性だけでなく男性も産休・育休が取りづらい環境などがあり、こういったことが家庭や職場、地域などにおいて男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

#### 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



出典：第5次横須賀市男女共同参画プラン 2018年度～2021年度より

#### 本市人口と15歳以上就業者数

		総数	男	女
人口（人）		406,586	202,775	203,811
内訳	年齢不詳	1,443	951	492
	0-14歳	46,530	23,788	22,742
	15歳以上	358,613	178,036	180,577
15歳以上就業者数（人）		173,982	103,558	70,242

出典：平成27年（第20回）国勢調査結果より作成

※「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する割合は増えてきているものの、依然として、「固定的な性別役割分担意識」が根強く残っていることが分かります。また、本市の15歳以上人口と15歳以上就業者数を見ると、男性よりも女性の就業割合が低いことが読み取れます。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、今後も、家庭や職場、地域など、あらゆる場で性別役割にしばられることなく人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

### (2) 女性の活躍推進

女性が意欲を持って継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進【新】

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。

### (4) 暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働き掛けをしていきます。

### (5) 誰も孤立させない社会に向けた支援【新】

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、さまざまな困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティ<sup>※5</sup>に対する理解の促進と支援に努めていきます。

### (6) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

### (7) DV等を根絶する環境づくり

DV（デートDVを含む）やさまざまなハラスメント等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力やいじめ、嫌がらせは許さないという意識の醸成が図れるよう啓発を進めます。



また、相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・支援に取り組んでいきます。

## 用語解説

### ※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景に、パートナーに対してさまざまな暴力をふるうこと。

### ※2 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになったりすること。

### ※3 パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせ。

### ※4 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ。

### ※5 性的マイノリティ

性の在り方において、少数派とされる人々のこと。例えば、恋愛対象として同性を好きになったり（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者）、男性も女性も恋愛対象となったり（バイセクシュアル＝両性愛者）、生まれ持った性別に違和感があったり（トランスジェンダー＝体の性別と性自認が異なる人）、性自認が「男」や「女」などとはっきり固定されていなかったり（クエスチョニング）する人もいる。それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」などと表現されることもある。ただし、性別や恋愛はもっと多様であることが知られている。

## コラム

**DVの種類** ※暴力にはさまざまな種類がある。

#### 1 身体的暴力

・殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回すなど

#### 2 心理（精神）的暴力

・暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑うなど

#### 3 経済的暴力

・生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げるなど

#### 4 性的暴力

・性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要するなど

#### 5 社会的隔離

・外出や親族・友人との付き合いを制限する、メールを見たり、GPS機能で居場所をチェックしたり（デジタル暴力）、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視するなど

#### 6 その他

・「おまえは家事だけやればいいんだ」「この家の主は俺だ」等と男性の特権を振りかざす、暴力をふるう原因が女性にあると責任を転嫁するなど



## (2) 子ども

### 1 現状

平成元年（1989年）、国連総会において18歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「子どもの権利条約」が採択され、日本も平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、少子化の進展による子育て世帯の減少や共働き世帯の増加により子育ての孤立や負担感の増加が問題化し、子育てに関する不安や悩みが顕著になってきています。そのような中で、不登校、ひきこもり、子どもの人権を脅かすいじめ、虐待、貧困、児童ポルノやJKビジネスなどが、深刻な社会問題となっています。このような問題は、家庭や地域の教育力の低下、地域や社会の連帯意識の希薄化、経済的な問題、情報通信技術の急速な発展、性の商品化など、さまざまな社会的要因が重なり合って起こっていると思われます。

### 2 これまでの施策

横須賀市は、「横須賀子ども未来プラン」「横須賀市教育振興基本計画」を策定し、子どもたちと、子育てに携わっているすべての人たち、次世代をはぐくむ親となる人たちに向けた、「子どもの人権」教育や啓発活動、相談事業、スクールソーシャルワーカーの配置のほか、さまざまな施策を進めています。

### 3 課題

いじめは不登校の原因ともなります。いじめは、いじめられた子どもの「教育を受ける権利」を奪うことにほかなりません。

いじめや虐待は、最悪の場合、被害を受けた子どもに自らが望まない死をもたらす引き金となることさえあります。

このように、いじめや虐待は、子どもの「教育を受ける権利」や「生きる権利」さえも奪いかねない重大な人権侵害です。

また、青少年の非行問題、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪も、解決しなければならない子どもの人権問題です。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

子どもたちの健やかな成長は、すべての市民の願いです。横須賀市は、子どもたちが未来に向かって自分らしく大きな夢を抱くことができるよう、さまざまな取り組みを進めていきます。

### (1) 地域における子育て支援と相談の体制の充実

家庭等における子育て支援や、子育て支援に関する相談体制の充実と情報提供、ネットワークづくりの支援、子育て家庭への経済的支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

### (2) 家庭や地域における教育力の向上

市民一人ひとりが公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調して子どもを心豊かにたくましく、健やかにはぐくむため、社会教育施設・学校・地域が連携し、家庭や地域における教育力の向上を図っていきます。

### (3) いじめの未然防止と早期解決のための取り組みの推進

平成25年（2013年）9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の内容及び「横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策に取り組んでいきます。併せて、体罰の根絶と学校問題（学校運営上支障となる諸問題）の解決を図る対策を進めるため、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」を定め、横須賀市の全ての子どもたちが、充実した学校生活を送ることを目指しています。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用など、当事者が相談しやすい学校内の環境や人間関係の構築に努めます。また、教育相談窓口において、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者に対するカウンセリング相談、心のケアを行います。

### (4) 不登校やひきこもりの児童生徒への支援の推進

不登校やひきこもりとなった児童生徒に対して、保護者との連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら、支援を進めます。

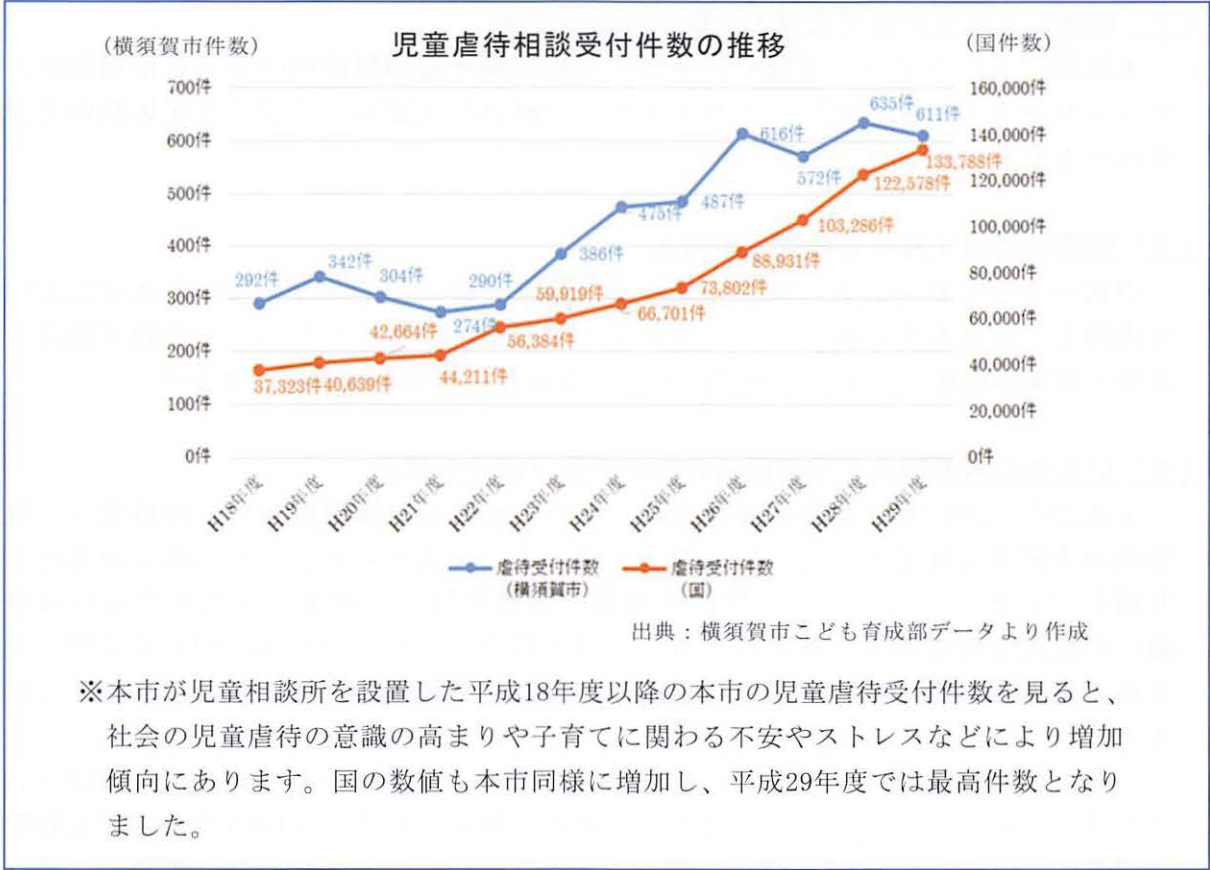
（未成年のひきこもり→こども青少年支援課、成人のひきこもり→保健所健康づくり課、生活福祉課）

### (5) 虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みの推進

児童相談所をはじめとした関係機関や地域とのネットワークを構築し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応や、児童、保護者などへのケアに関して総合的な施策を推進します。

命の大切さ、虐待の予防について、子育てに関するあらゆる施設において啓発を行うとともに、医療機関などに対しても理解を求めていきます。





**(6) 社会的養育を必要とする子どもの支援の推進【新】**

児童養護施設や里親などの社会的養育のさまざまな担い手との連携のもとで、社会的養育を必要とする子ども達への適切な支援を進めます。

**(7) 健やかに育つ社会環境づくりの推進**

子どもたちの心とからだを守るため、家庭・地域・学校・事業者との連携により、喫煙、飲酒などの防止や有害社会環境の浄化などを進め、これに取り組む人材を確保・育成するとともに、青少年の健全育成に関する市民活動を促進します。また、児童が放課後に安心して過ごせる場を充実させていきます。

**(8) 児童搾取防止の啓発活動の推進**

児童買春や児童ポルノなど、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止に向けて、子どもの権利擁護に関する啓発を進めます。

**(9) 教職員への人権意識の啓発の推進【新】**

子どもをいじめから守る取り組みや、体罰、さまざまなハラスメント等を防止するため、教職員一人ひとりの人権意識を向上させる研修等を行います。

**(10) 子どもたちへの人権意識の啓発の推進【新】**

幼少期からの子どもたちの人権意識の醸成に資するため、人権擁護委員による保育園や幼稚園での人権教室等の啓発活動を行います。

### 1 横須賀市のいじめ等に対する取り組み

横須賀市では、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年（2013年）法律第71号）及び「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」（平成26年（2014年）7月1日施行）に基づき、いじめの防止等、体罰の根絶及び学校問題の解決に関する対策が総合的かつ効果的に行われるようにするため、「横須賀市いじめ等の対策に関する基本方針」を定めた（平成30年（2018年）3月改定）。

この基本方針に基づき、すべての学校には、「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ防止等の対策のための組織」の設置が義務付けられている。

### 2 リベンジポルノ防止法

元交際相手などの性的な画像などを、別れた後に嫌がらせのため、無断でインターネットなど不特定多数の人に見られるような公共の場で公開する行為、いわゆる「リベンジポルノ」が発生している。子どもたちがSNSなどを通じて知り合った相手によってなされることがあり、不特定多数の人に画像などを拡散されてしまうと、回収や削除が困難なため、被害者は長期にわたって苦しみ続けることになり、問題となっている。

平成26年（2014年）に「リベンジポルノ防止法」（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）が施行され、このような行為は罪に問われることになった。



## (3) 高齢者

### 1 現状

令和元年（2019年）6月1日現在の横須賀市の住民基本台帳登録人口は、約40万5,000人です。そのうち65歳以上の高齢者は約12万6,000人で、全体の約31%を占めています。

また、高齢者のいる世帯に占める「単独世帯」は増加傾向を示しており、より一層の地域での見守りや生活支援などの支え合いが必要です。

### 2 これまでの施策

横須賀市は、「横須賀高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）」に基づいて、「高齢者の尊厳を守り、地域とのきずなを保ちつつ、その人らしい生活を支援」し、「高齢者が、長寿であることを喜べるまち」の実現に向けた取り組みを進めてきました。「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、健康でやさしい心のふれあうまち」の実現に向けた取り組みを進めています。

### 3 課題

高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者やその他何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、さまざまな福祉サービスがあるにもかかわらず、詐欺的な商法の被害や身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も生じています。このような事例は、高齢者の人権という観点から、人間の尊厳や生存権などにかかわる見過ごすことのできない問題です。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

#### (1) 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせる環境づくりの推進

高齢者が、地域社会の中で、健康で社会活動に参加しやすい環境づくりや働く機会を提供することが求められています。また、第一線を退く定年前後から、できるだけ切れ目なく第二の人生に移行できる仕組みづくりを進めるとともに、高齢者がそれぞれの価値観やライフスタイルに合わせ、生き生きと活動することができるようにします。一人ひとりが健康を保持しながら、心豊かに生活を送るための健康づくり、外出支援、生きがい活動を充実させる必要があります。

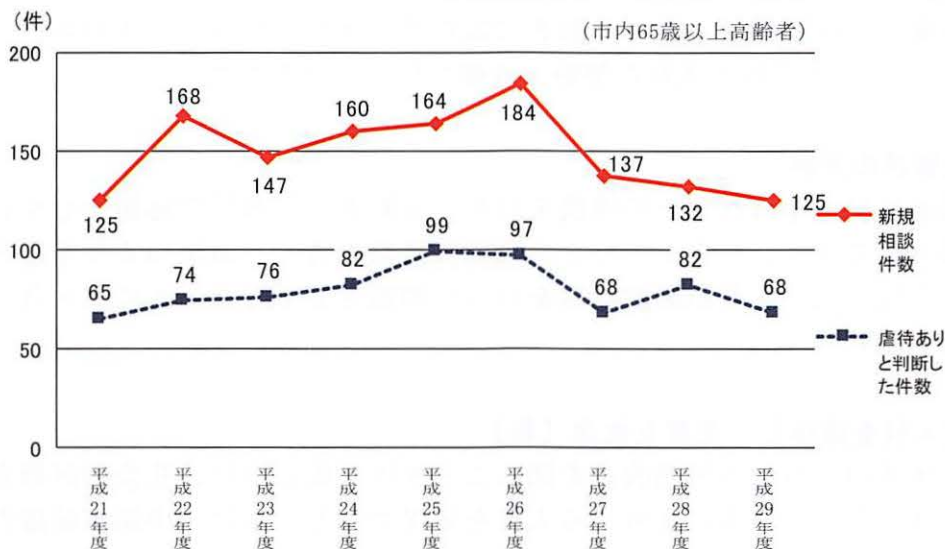
#### (2) 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み

高齢者虐待に関する相談窓口として高齢者虐待防止センターを設け、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応をすべく、地域や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、高齢者・介護者双方の支援に努めます。



高齢者や家族、介護に従事する人及び市民に、高齢者虐待防止の重要性や認知症の介護について、正しく理解してもらうため、啓発活動を進めます。

養護者による虐待に関する新規相談件数と虐待ありと判断した件数の年次推移



出典：横須賀市福祉部 平成21年度～29年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

※新規相談件数は、平成27年度より減少しましたが、虐待ありと判断した件数は、相談の約半数前後で、大きな変化はありません。

### (3) 介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上の促進

65歳以上のすべての高齢者を対象として、生涯現役で活躍できる地域社会の構築や健康寿命の延伸を目指し、講演会や入門的な介護予防教室を開催して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を行います。

要介護認定を受けている高齢者に対しては、その介護度に応じたサービスを提供することで、要介護状態の重度化を防止し、生活機能の維持向上を図ります。

### (4) 住み慣れた地域での生活の支援

住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりの構築を目指し、高齢者の生活全般を支援するための行政が行う福祉サービスの充実はもとより、高齢者自身の自立への取り組みを充実させます。

### (5) 高齢者の権利擁護の推進

日常生活や介護サービスの利用に係る高齢者の自己決定が最大限に尊重されるよう努め、判断能力が不十分な方等に対しては成年後見制度や、よこすかあんしんセンターを活用するなど、権利擁護を進めます。

### (6) 介護保険制度の広報・啓発や研修などの充実

充実した介護を行うため、地域、行政、サービス事業者等との連絡を密にするなど、地域での情報共有を推進し、連携に努めます。

適正な介護保険の運営を確保するために、公平かつ公正な要介護認定が行えるよ

う、職員等への研修を実施するほか、介護保険のさまざまな情報を公表し、制度に関する広報や啓発活動の実施、事業者に対する研修や指導などの充実を図ります。

### **（７）利用しやすい施設・設備づくりの推進**

公共の施設・設備に対して、高齢者に限らず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れた整備・改修を行っていきます。

### **（８）福祉教育の充実**

福祉関連施設や地域社会との連携を図り、高齢者への尊敬や感謝の心を育て、それを実践できるよう、子どもときから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。そして、市民一人ひとりが高齢社会を自らの問題として捉え、共に支え合う社会の構築を図ります。

### **（９）介護人材を確保し、定着を促進【新】**

介護従事者のさらなる処遇改善を図ることを国に働き掛け、社会的評価を高めることにより、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、中高年齢層などの潜在的な働き手の活用や、若い世代へ介護の仕事の魅力を伝えることなどにより、介護を担う人材の裾野の拡大に努めます。

### **（１０）認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進【新】**

市民一人ひとりが認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に適切に対応できるようにするとともに、認知症の人ができるだけ早期に診断・治療を受け、今後の生活について相談し対応ができる継続的な支援体制の確立に努めます。

### **用語解説**

#### **※ ユニバーサルデザイン**

施設などの設計を、文化、言語、国籍、年齢、性別、能力などの違いや、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用できるものとする。

### **コラム**

#### **にこっとチーム**

横須賀市では、認知症の人や認知症の疑いがある人に対し、認知症についての助言、受診、介護サービスの利用などの勧奨など必要な支援をし、安定した生活を送る見通しがつくまで、集中的に支援をする横須賀市認知症初期集中支援チーム（にこっとチーム）を設置し、自立生活の継続をサポートしています。



## (4) 障害者

### 1 現状

平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、平成25年（2013年）に「障害者総合支援法」の施行、平成26年（2014年）に「障害者の権利に関する条約」の批准、また平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」の施行による合理的配慮<sup>※1</sup>の不提供の禁止など、障害者福祉をとりまく環境は変わりつつあります。

### 2 これまでの施策

横須賀市は、平成9年（1997年）に「よこすか障害者福祉計画ハートフルプラン21」、平成15年（2003年）に「よこすか障害者福祉計画」、平成21年（2009年）に「よこすか障害者福祉計画」、平成27年（2015年）に「横須賀障害者福祉計画」（6か年計画）を策定しました。さらに、国の基本方針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に基づき、平成30年（2018年）に「第5期横須賀市障害福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してきました。

横須賀市においても、障害者が生涯を通じ一貫した支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で、総合的・計画的に施策を推進していくことが求められています。

横須賀市は、平成24年度（2012年度）から「インクルージョン」<sup>※2</sup>の考え方に重点を置き、「リハビリテーション」<sup>※3</sup>、「エンパワメント」<sup>※4</sup>の三つの考え方を「横須賀障害者福祉計画」の理念として掲げています。

### 3 課題

これらの理念を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要なさまざまな支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。

しかし、地域社会には、これを困難にしている都市環境などの物理的障壁（バリア）ばかりでなく、差別につながるような制度・意識上の障壁などさまざまな社会的障壁<sup>※5</sup>が存在しており、これらを取り除いていく必要があります。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、これらの考え方にに基づき、「障害者が自分らしい自立した生活を送りながら、自らの能力を発揮することで、自己実現をより可能とする社会」、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

#### (1) 障害者の地域生活の支援

障害者が住み慣れた居宅や地域で、より安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービスの充実、グループホームなどの充実、移動支援の充実、住宅確保の支援、経済的自立の促進、余暇活動の支援、防災対策の充実を図ります。

#### (2) 保健・医療サービスの充実

医療従事者への研修の実施、救急医療体制の充実、精神保健施策の推進などにより、障害者が受けられる保健・医療サービスの充実を図ります。

#### (3) 相談支援・情報提供の充実

障害者が身近な地域で相談や支援を受けられる体制を整備し、必要な情報の収集に努め、情報提供や相談員の専門研修の充実を図ります。

#### (4) 障害児施策の充実

障害児の経過検診の充実や障害児・慢性疾患児を持つ親の孤立の予防、地域の療育関係機関とのネットワークの構築などを進め、療育機能の充実を図ります。また、教育の面では、多様な障害に対応した支援体制の整備などの就学支援の充実や校舎のバリアフリー化<sup>\*6</sup>の推進など、教育体制の充実を図ります。

#### (5) 働く場・活動の場の充実

障害者の就労支援を充実させるとともに、地域も含めた活動の場の充実を図ります。

#### (6) バリアフリーのまちづくりの推進

まちづくりにユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通などのハード面のバリアフリーや、差別・偏見のない心のバリアフリーを進めます。

#### (7) 権利擁護システムの構築推進

障害者が虐待や差別、偏見を受けることがなくなるよう、学校・社会教育の場で、人権思想や障害に対する知識理解、障害者福祉思想の普及・啓発に努めるとともに、財産権その他の障害者の権利擁護対策の充実を図り、権利擁護システムの構築を進めます。

#### (8) 障害者福祉の推進基盤の整備

難病対策や地域ケアの充実、障害者福祉施策の検討への当事者の参画、地域関係者との連携、ボランティア活動の育成など、障害者福祉を推進していくための基盤の整備を進めます。



## 横須賀市の障害者数の推移

### 身体障害者数の推移

各年4月1日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしやく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
平成25年	人数 (構成比)	975人 (7.0%)	1,203人 (8.7%)	135人 (1.0%)	7,276人 (52.5%)	4,268人 (30.8%)	13,857人 (100.0%)
平成26年	人数 (構成比)	943人 (6.8%)	1,189人 (8.5%)	150人 (1.1%)	7,337人 (52.5%)	4,350人 (31.1%)	13,969人 (100.0%)
平成27年	人数 (構成比)	917人 (6.6%)	1,237人 (8.9%)	151人 (1.1%)	7,217人 (51.8%)	4,421人 (31.7%)	13,943人 (100.0%)
平成28年	人数 (構成比)	914人 (6.6%)	1,239人 (9.0%)	145人 (1.1%)	6,979人 (50.6%)	4,510人 (32.7%)	13,787人 (100.0%)
平成29年	人数 (構成比)	909人 (6.7%)	1,247人 (9.1%)	147人 (1.1%)	6,775人 (49.6%)	4,572人 (33.5%)	13,650人 (100.0%)

### 知的障害者数の推移

各年4月1日現在

		最重度 (IQ20以下)	重度 (IQ21~35)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51以上)	計
平成25年	人数 (構成比)	630人 (21.8%)	691人 (24.0%)	789人 (27.3%)	775人 (26.9%)	2,885人 (100.0%)
平成26年	人数 (構成比)	642人 (21.4%)	712人 (23.7%)	816人 (27.2%)	830人 (27.7%)	3,000人 (100.0%)
平成27年	人数 (構成比)	641人 (21.1%)	689人 (22.7%)	811人 (26.7%)	899人 (29.6%)	3,040人 (100.0%)
平成28年	人数 (構成比)	654人 (20.7%)	695人 (22.0%)	829人 (26.2%)	982人 (31.1%)	3,160人 (100.0%)
平成29年	人数 (構成比)	637人 (20.1%)	682人 (21.5%)	819人 (25.9%)	1,028人 (32.5%)	3,166人 (100.0%)

### 精神障害者手帳の所持者数の推移

各年4月1日現在

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	384人	359人	382人	393人	399人
2 級	1,747人	1,872人	1,921人	2,002人	2,128人
3 級	676人	743人	819人	865人	944人
計	2,807人	2,974人	3,122人	3,260人	3,471人

出典：第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）より

※身体障害者数は減少していますが、知的障害者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



## 用語解説

### ※1 合理的配慮

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害者から社会的障壁を除いて欲しい旨の意思表示があった際は、過度の負担を伴わない場合、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

### ※2 インクルージョン

誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、すべての人々が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

### ※3 リハビリテーション

障害をもつことにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な援助。

### ※4 エンパワメント

自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定・問題解決能力を付けていくという考え方。

### ※5 社会的障壁

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。

### ※6 バリアフリー

障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

## コラム

### ノーマライゼーションとインクルージョン

ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方である。

インクルージョンとは、社会的包摂という意味を持ち、誰もが差異や多様性を認め合い、すべての人が社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方である。

障害施策に関する考え方は、時代の変遷とともにさまざまなものが生まれてきたが、インクルージョンはノーマライゼーションの考え方を継承しながら、障害施策の基本として、対象者をより幅広く持った考え方となっている。

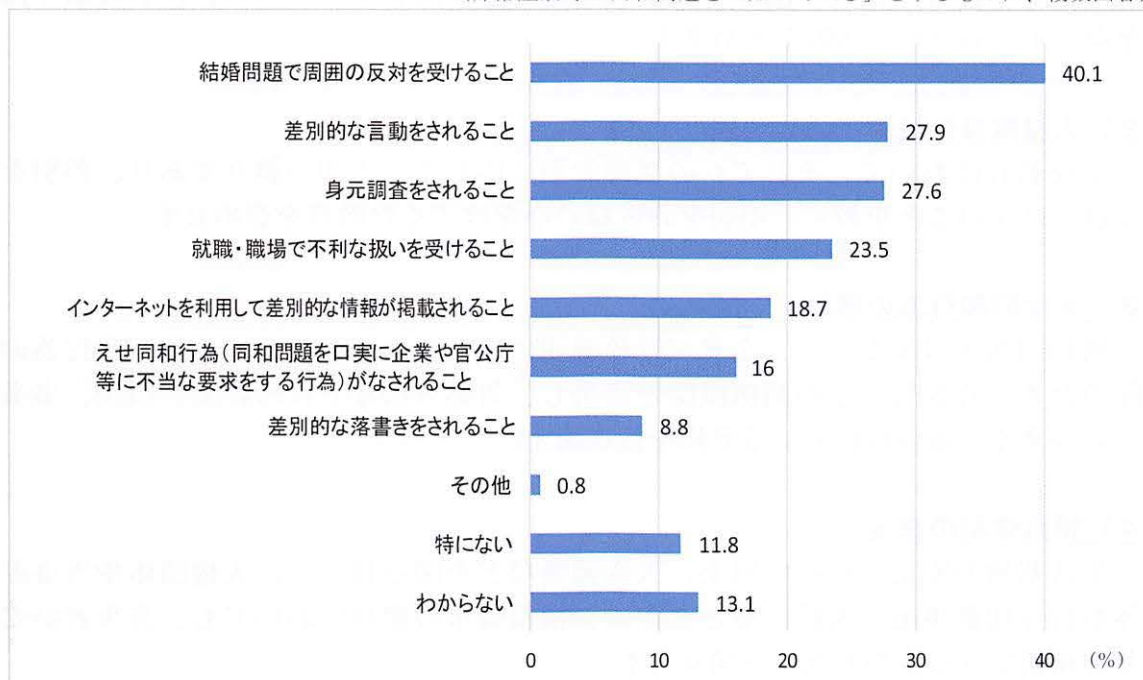
## (5) 同和問題

### 1 現状

同和問題—部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で、政策的に身分差別として形づくられてきたものです。明治時代に入り、制度上の差別はなくなりました。しかし、実際にはなお、一部の人たちが長い間さまざまな差別を受けてきています。

#### 部落差別等の同和問題に関する人権問題

(部落差別等の同和問題を「知っている」とするものに、複数回答)



※複数回答のため、合計が100%となりません。 出典：内閣府平成29年度人権擁護に関する世論調査より作成

※いまだに、結婚問題や差別的な言動をされるなどの事案が発生しています。

### 2 これまでの施策

昭和44年（1969年）、政府は「同和对策事業特別措置法」を制定し、各種の特別対策を講じてきました。横須賀市においても、個人施策としての給付・貸付事業や、下水道や道路などの環境整備事業を行い、実態的差別の改善に成果を挙げてきました。

上記の特別措置法に始まる一連の法制度は、平成14年（2002年）をもって失効し、横須賀市も一般施策の中で対応することになりました。また、人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別についてもその解消に努めてきました。

また、平成28年（2016年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が成立し、国及び地方公共団体の責務は相談体制の充実や教育及び啓発を図るよう努めることが定められました。



### 3 課題

全国的に見ると、インターネット上での差別書き込みや、結婚・就職差別に結び付く恐れのある戸籍の不正請求、えせ同和行為など、同和問題解決の障害となる行為が見受けられます。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めています。

#### （１）教育・啓発活動の推進

同和問題に関する正しい知識の普及は、人権教育・啓発として取り組むべき課題の一つと位置付け、人権団体や当事者団体とも連携を図りながら、差別意識や偏見をなくすための啓発活動を進めます。

#### （２）人権教育の推進

学校教育において、それぞれの発達段階に応じて、差別が誤りであり、差別をしてはいけないことを教え、差別を許さない心をはぐくむ教育を進めます。

#### （３）えせ同和行為の排除

同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な要求を行う、えせ同和行為の排除のため、官公署などの関係機関と連携し、対処方法などについて、市民、事業者への啓発や、市職員に対する研修を行います。

#### （４）相談体制の充実

生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、人権団体や当事者団体が行う相談事業を支援するとともに、横須賀市の窓口においても、当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

#### （５）権利擁護の推進

就職・結婚差別に結び付く恐れのある戸籍・住民票の不正請求は、戸籍法・住民基本台帳法の改正により法的な対策は整えられました。横須賀市では、本人通知制度を導入していますが、見直しを行い窓口での不正取得防止の徹底に努めます。

#### （６）当事者団体との連携及び地域住民の交流の促進【新】

生活相談などを相談しやすい体制を整えるとともに、当事者団体と連携し差別のない社会の実現に取り組みます。

また、地域の住民同士の理解や交流を深めるための取り組みの促進に努めます。

**部落差別解消法**

「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年（2016年）12月に国会で成立した。

現在もなお、部落差別が存在していることを踏まえた上で、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するための基本理念を定めたものである。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査の実施について明記されている。法律成立の背景には、インターネット上に地名リストなどが掲示されたことなどがあると考えられる。



## (6) 外国人

### 1 現状

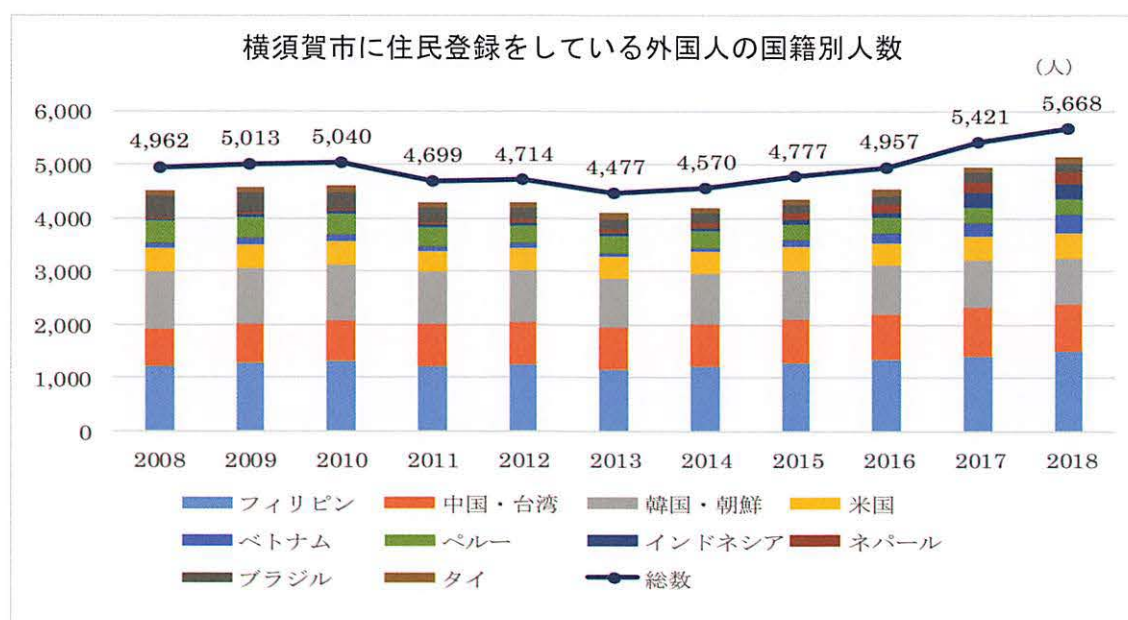
横須賀市に住民登録をしている外国人の数は、平成30年（2018年）4月1日現在、5,668人で、総人口に占める割合は約1.4%です。

過去10年間の推移を見ると、平成22年（2010年）から平成25年（2013年）にかけて減少しましたが、その後は、日本経済の回復基調に伴い増加を続けています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、韓国・朝鮮、米国に続いて、かつては、平成2年（1990年）の入管法改正による日系人の就労などにより、ペルー、ブラジルが多くを占めていましたが、近年は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパールが急増しています。これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、二国間経済連携協定（EPA）により、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの看護師・介護士候補者の受け入れが進んでいることなどが考えられます。

平成31年（2019年）4月1日に施行された改正入管法では、介護や建設など14業種での就労が認められる「特定技能1号」「特定技能2号」の2つの在留資格が設けられ、就労目的の外国人の増加が見込まれます。

また、インバウンド（外国人の訪日旅行）への取り組みによる外国人観光客も増加しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本や日本文化への関心が高まる中、横須賀市を訪れる外国人はますます増えると考えられます。



※本市の外国人の人数は、年々増加傾向にあります。

## 2 これまでの施策

横須賀市は、平成9年（1997年）に策定した基本構想において、都市像を「国際海の手文化都市」と定め、横須賀市在住の外国人や横須賀市を訪れる外国人が交流を楽しみ、生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、さまざまな交流事業や生活支援事業を実施してきました。

## 3 課題

このような状況の中で、横須賀市の施策全般について、多文化共生の視点での配慮が求められています。災害時の対応や、法律・医療・福祉などの専門分野、学校教育や日常生活など、幅広い支援とその周知が必要となっています。

また、一方、近年では、特定の国籍や民族の人々を差別、排斥したり、それを煽ったりするような言動である「ヘイトスピーチ」が県内においても繰り返されるなど、社会的問題となっています。

## 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、「人権都市宣言」の理念である、「国籍を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重」するまちづくりを進めるため、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくし、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けて、NPO団体などと協力しながら、さまざまな取り組みを進めていきます。

### （1）外国人の生活の支援

外国人が日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとの相談に、多言語で対応します。必要に応じて、関係機関に同行したり、他の相談機関を紹介したりします。また、外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発事業を行います。

### （2）相互理解を深める交流事業の実施

外国人と日本人が交流を通じて相互理解を深めるため、子ども同士の交流や、文化・スポーツを通じた交流など、さまざまな交流事業を行います。

### （3）多言語による情報発信

日常生活に必要な情報の多言語化や横須賀市ホームページの自動翻訳などにより、多言語の情報発信に努めます。また、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用に努めます。

### （4）災害時における外国人の支援

災害時には、横須賀市ホームページや、防災行政無線、防災情報メールによる外国語での情報発信を行います。また、横須賀国際交流協会と連携し、避難所等に災害時通訳・翻訳ボランティアを派遣します。



## (5) 外国人の子どもたちの就学支援

日本語ができないために学校生活に支障をきたしている外国人児童生徒に対し、国際教育コーディネーターの配置や、日本語指導員・学校生活適応支援員を派遣し個別指導を行うなど、自らのルーツに連なる母語も大切にしながら、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

## (6) 外国人の医療の確保や健康増進に関する情報提供

救急現場において、三者間同時通訳システムなどを利用した外国語対応を行います。医療費の支払いが困難な外国人の救急医療を確保するための制度について、関係医療機関への周知を図ります。また、外国人が医療機関を受診しやすくなるように外国語診療マニュアルや問診票について市内医療機関に紹介したり、横須賀市の行う保健サービスをより受けやすくしたりするよう、情報提供に努めます。

### コラム

#### ヘイトスピーチとヘイトスピーチ解消法

近年、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的、扇動的な言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっている。一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のない成熟した社会を実現する上であってはならないことである。

このような状況の中、平成28年（2016年）にヘイトスピーチ解消法が成立し、不当な差別的言動のない社会の実現を目指した取り組みを推進していくことが定められた。

## (7) 患者等

### 1 現状

市民の健康を保持・増進させ、良質な医療を提供することは、憲法第13条の「生命」権の保障、同第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を具体化することでもあります。

また、世界的に見ると、社会的な価値観の激変の中で、プライバシーの保護など個人の権利意識の高まりや、医療情報の増加、高齢者の増加などによる疾病構造の変化、技術の進歩による医療内容の変化などが、患者と医師の関係に変化をもたらしています。

### 2 これまでの施策

横須賀市では、患者の権利を擁護するため、うわまち病院、市民病院、救急医療センター、保健所など、市民の健康保持・増進のための医療・保健機関を設置しています。

### 3 課題

医師と患者の関係は、支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係に基づく信頼関係であることが基本です。

治療内容については、医師の専門家としての判断と裁量権が重要ではありますが、患者の生命・身体に関する最終的決定権は患者自身にあるという考えが、医療現場における根本原則と言えます。

また、エイズ<sup>\*1</sup>やハンセン病<sup>\*2</sup>などの感染症について、誤った知識や偏見、理解不足から患者やその家族に対して生じる差別などの人権問題が生じています。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、医療に関するさまざまな変化を見据えながら、患者の自己決定権やプライバシーなどの人権を擁護し、病気や医療に関する正しい知識の普及や良質な医療の提供に努めるとともに、市民の健康増進を図るためのさまざまな取り組みを進めていきます。

#### (1) 医療体制の維持・改善

生命の尊厳と人間性を尊重し、常に安全で適切な医療を提供するため、研修などを通じ、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図るとともに医療スタッフの不足に対処するため、人材の確保・育成や、相談窓口・ハード面の充実を図ります。また、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図ります。また、患者の生命に関わる救急医療体制の整備を進めます。



## (2) 地域における医療連携の促進

市立病院をはじめ市内の病院と、地域のかかりつけ医との連携を促進し、医療機関ごとの機能や役割を分担することにより、患者の利便性や適切な医療の確保を図り、地域における医療サービスの体制を堅持します。

## (3) 患者の自己選択に基づく医療の確保

患者の自己選択に基づき医師との信頼関係の下に医療がなされるよう、インフォームド・コンセント<sup>※3</sup>やセカンドオピニオン<sup>※4</sup>の活用についての普及を図り、人生の最終段階まで患者の意思決定を支援するアドバンス・ケア・プランニング<sup>※5</sup>についても普及・啓発を進めます。

## (4) 病気に関する正しい知識の普及を推進

エイズやHIV<sup>※1</sup>に関する正しい理解を深めるため、検査、相談、普及啓発のための研修会や広報活動の一層の充実を図るとともに、病気と薬、治療方法などについて啓発活動に努めます。また、難病患者およびその家族に対しては、相談事業、療養支援の充実を図ります。

## (5) 相談体制の充実

良質かつ適切な医療を提供するために、市立病院をはじめ市内病院の相談窓口においては、患者を支援し代弁する立場として、患者やその家族からの苦情や提言を真摯（しんし）に受け止め、患者の権利・利益の擁護の視点から対応できるよう相談に携わる職員の資質向上と相談体制の充実に向けた普及啓発を図ります。

## (6) 市民の健康の増進

「まもる健康からつくる健康へ」を理念として、市民が安心して検診サービスが受けられるよう、予防医学の観点から、医療水準の維持向上に努めるとともに、健康づくりのため、適切な生活習慣を提案し、実践を支援します。

## (7) 個人情報の適切な管理

市立病院や保健所などの運営に当たっては、「横須賀市個人情報保護条例」の趣旨にのっとり、患者や来所者の個人情報の収集、保管、利用、提供、開示などの管理について、適正に行うとともに、プライバシーに極力配慮します。

## 用語解説

### ※1 エイズ・HIV

HIV感染症とは、免疫機能障害を起こす疾患で、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいる。HIVの感染力は非常に弱く、正しい知識に基づく通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はない。

### ※2 ハンセン病

ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症。過去には遺伝病と誤解されたり、恐ろしい病気として患者の強制隔離も行われたりした。現在は、適切な治療により完治することができる。

### ※3 インフォームド・コンセント

医師が治療を行う上で十分な説明を行い、患者やその家族が納得し、自らが判断して、治療内容に同意すること。

### ※4 セカンドオピニオン

患者が治療上の重要な意思決定をする際に、それまでの診療結果、検査報告などの情報の提出を求め、それに基づいて他の医療機関の医師の意見を聞くこと。

### ※5 アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

今後の医療や療養場所の希望について、患者や家族とあらかじめ話し合っ患者の思いを引き出し、その話し合いの経緯をそのまま関係者で共有するプロセスのこと。

厚生労働省は、ACPの愛称を「人生会議」と名付けた。11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日とした。

## コラム

### 患者と医療

医療はその専門性の高さから、医師と患者の情報格差が生じやすく、その結果、治療の際に患者の自己決定が難しくなり、医師側の決定に傾きがちと考えられる。

医師の専門性は重要ですが、治療に際して自己の身体・生命に関する決定権の主体は患者であるということが根本原則です。インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンは患者の自己決定権を支えるものである。

また、自己決定の権利など、多くの医療機関が患者の権利について、「章典」や「憲章」として表明している。

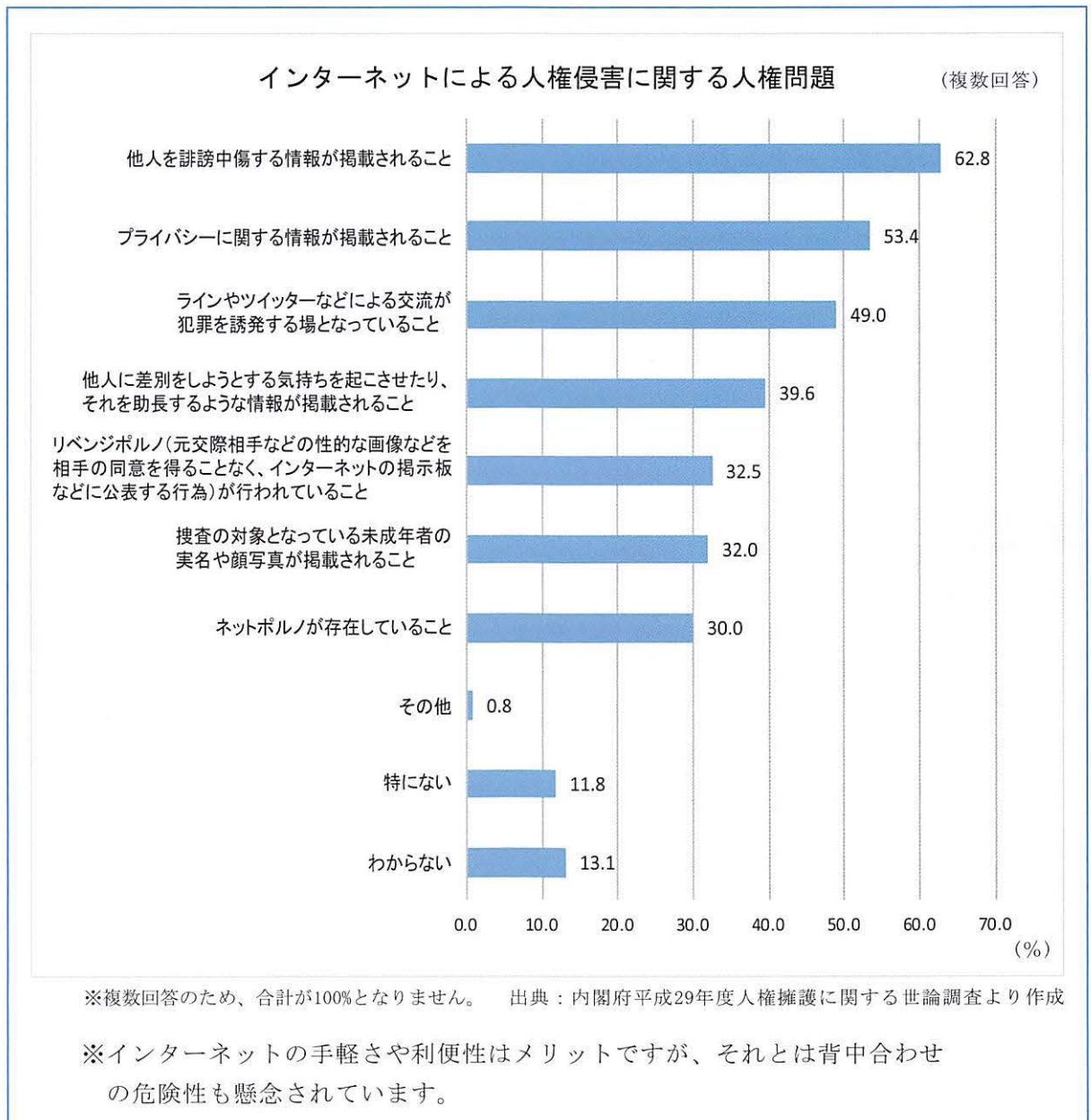


## (8) インターネットによる人権侵害【新】

### 1 現状

インターネットの普及に伴い、特定の個人を対象とした誹謗・中傷、差別的な表現の書き込みや、保護者や教員の知らない子ども同士のいじめが起こっていたり、未成年者がインターネットを通じた犯罪等の被害に巻き込まれたりするなど、さまざまな問題が発生しています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻化しています。近年ではSNS<sup>\*</sup>の利用が急増しており、これらの問題はより複雑化しています。



## 2 これまでの施策

平成17年（2005年）からインターネットを使用する際のルールやマナーについて市民向けに啓発講座を開催しています。また、教育委員会では、平成20年（2008年）から「インターネット等有害情報対策会議」を開催し、家庭、学校、地域や関係機関、行政などと情報を共有しながら子どもたちを被害から守るための取り組みについて検討しています。そして、平成27年（2015年）4月には、「よこすかケータイ・スマホ スタンドアード」というリーフレットを作成、毎年配布し、小中学生の携帯電話・スマートフォンの家庭における約束やルールづくりを進めています。

## 3 課題

インターネットの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあることから、インターネットを使用する一人ひとりの人権意識が大切です。

インターネットの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

## 4 施策の方向性（主な取り組み）

インターネットによる人権侵害が起こらないよう、インターネットを適正に利用するためのモラルやリスクの理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

### （1）教育・啓発活動の推進

市民向けの講座を開催し、インターネットに関するモラルやリスクについて啓発します。また、インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発をします。

### （2）相談・支援の充実

SNSにおける誹謗・中傷等、インターネットの普及に伴う各種問題に対する適切な相談窓口について周知します。

### 用語解説

#### ※ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) の略で、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義される。代表的なものには、フェイスブック (Facebook)、ツイッター (twitter)、ライン (LINE)、インスタグラム (Instagram) などがある。



## コラム

### インターネット上で人権を侵害されたときは

インターネットは急速に普及し、身近で便利なものである反面、危険性とも隣り合わせであり、深刻な人権侵害を引き起こすことがあります。被害に遭われた方は、プロバイダ、サーバの管理・運営者など（以下、「プロバイダなど」という。）に対し、発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができます。

### ＜自らプロバイダなどに人権侵害情報の削除を依頼する場合＞

プロバイダなどに対し、「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」を送付することにより、人権侵害情報の削除を依頼することができます。

### ＜自ら削除を求めることが困難な場合は、法務局が削除を要請＞

被害に遭われた方が自ら削除を求めることが困難な場合は、最寄りの法務局にご相談ください。

名誉棄損やプライバシー侵害などの人権侵害に該当すると認められる場合で、相談者自身で削除を求めることが困難なときや相談者からの削除依頼にプロバイダなどが応じない際には、法務局がプロバイダなどへの削除依頼の要請を行う。

## (9) 性的マイノリティ 【新】

### 1 現状

多くの人は、性別は男女のどちらかで、生まれもった性別に違和感を覚えず生き、恋愛の対象は異性であるのが「普通」と感じているかもしれません。

このような多数派に当てはまらない、少数派（マイノリティ）にあたる性の在り方を自認・指向する人を「性的マイノリティ<sup>※</sup>」といいます。

多数だから「普通」、マイノリティだから「特別な」存在というわけではありません。しかし、実際には性的マイノリティに対する根強い偏見や差別が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。

性的マイノリティの人口比率は3～5%（20人に1人程度）と推定されますが、偏見や差別を恐れて打ち明けられない人も大勢います。そのため、身近にいないと思われたり、差別的な言葉やからかいが横行したりする現状があります。

性別や恋愛の多様性、マイノリティだからといって排除されない社会システムが求められています。

### 2 これまでの施策

横須賀市では、平成24年度（2012年度）に人権施策推進会議から「性的マイノリティの人権」についての答申を受け、性的マイノリティに関する施策と施策体系をまとめました。その中で、相談体制の充実、正しい知識の周知、関係機関との連携を重点三項目として取り組みを進めてきました。

国においては、平成27年（2015年）に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、画一的な対応ではなく、個別の事例において学校や家庭の状況等に応じた取り組みの必要性があるとしています。

### 3 課題

性的マイノリティの当事者は、少数派であるため周囲の人の無理解や偏見から、さまざまな困難を抱えることがあります。

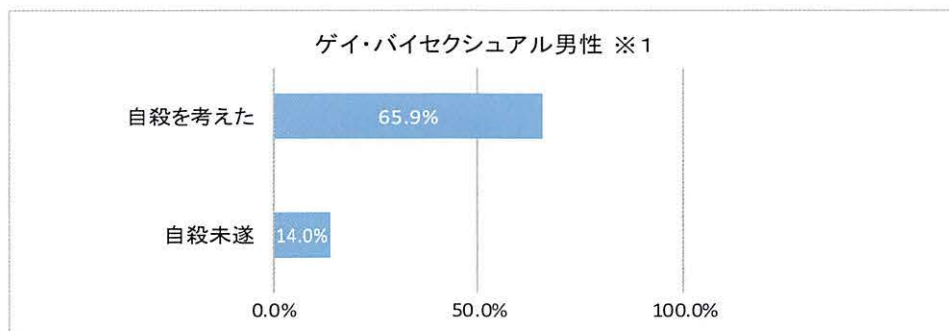
特にゲイ、バイセクシュアル男性の自殺未遂率は、非常に高い水準にあるという統計があります。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの方々が婚姻を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、トランスジェンダーの方々が男女二分論を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、それぞれ異なる困難や悩みを抱えています。

また、思春期における性的マイノリティの子どもたちが、学校において、心無い言葉による暴力などのいじめを受け、孤立し精神的な抑圧を受け、不登校や自殺に追い込まれるケースが少なくないことも専門の研究機関などのアンケート調査結果から推し量ることができます。

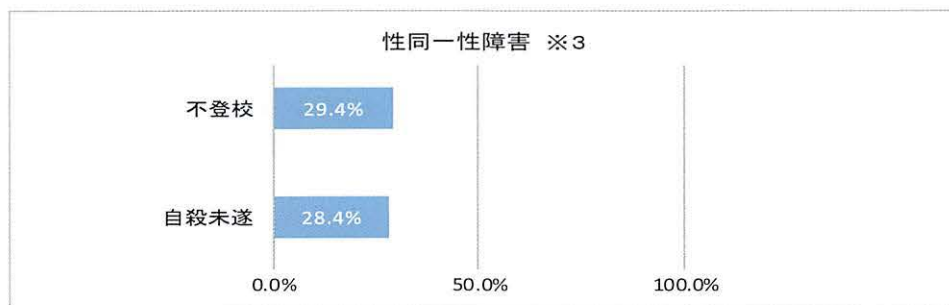
このような状況から、さまざまな「違い」を「個性」と考え、互いに認めあい、性的マイノリティの当事者とその家族にとって孤立を防ぐ取り組みが必要です。



## ゲイ・バイセクシュアル男性、性同一性障害の方の自殺未遂率等



同性愛者の男性は、異性愛者の男性と比較して自殺未遂リスクは約6倍といわれています。※2



出典 ※1 日高庸晴ほか（2007）厚生労働省エイズ対策研究推進事業ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2

※2 「わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究」  
<http://www.health-issue.jp/suicide/>

※3 「岡山大学病院ジェンダークリニック」2009年調査

※ゲイ・バイセクシュアル男性の7割近くが自殺を考えたことがあり、性同一性障害の方でも3割近くが不登校や自殺未遂を経験するなど、深い悩みを抱えています。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

人が100人集まれば、100通りの個性があるように、一人ひとりの性の在り方も異なります。横須賀市は、相談窓口の設置、啓発活動、情報交換の場の設置など多様性のあるまちづくりを進めていきます。

#### （1）性的マイノリティ当事者の人権を守る取り組み

市内で10代、20代の当事者同士が交流できる場を設定し、孤立を防ぐ取り組みを推進します。また、相談窓口を設け、性的マイノリティ当事者やその家族、支援者からの専門の相談を受けられる体制づくりに努めるとともに、行政文書等の不要な性別欄の削除を進めていきます。

また、性的マイノリティに理解のある事業者等向けに、性的マイノリティに理解のあることを表すレインボーカラーのステッカーを作成し配布します。

性の多様性を尊重する取り組みとして、同性等多様なカップルが自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い横須賀市が証明書を発行する制度を導入しました。よりよい制度になるよう見直しをしていきます。

## (2) 相談体制の整備

性的マイノリティに関する研修会を開催し、身近な相談者となる教員、横須賀市職員等の知識の習得を行います。

また、NPO団体等主催の会議等へ出席し、情報収集に努めます。

## (3) 正しい知識の周知

広報よこすかや横須賀市ホームページ等で、性的マイノリティの正しい知識を伝えるとともに、市民向け啓発リーフレット等を随時配布します。

また、性的マイノリティの正しい知識や理解を深めるため、生徒向けの講座や、市民や多くの事業者等を対象とした人権セミナーを開催し、学校や市内公共施設のほか商業施設で啓発パネル展示を行います。

## (4) 関係機関等との連携

性的マイノリティの当事者等の意見を聞くため、横須賀市職員との意見交換会を開催します。

また、NPO団体等との連携や、啓発イベントに協力をして支援の体制をつくります。

### 用語解説

#### ※ 性的マイノリティ

性の在り方において、少数派とされる人々のこと。例えば、恋愛対象として同性を好きになったり（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者）、男性も女性も恋愛対象となったり（バイセクシュアル＝両性愛者）、生まれ持った性別に違和感があったり（トランスジェンダー＝体の性別と性自認が異なる人）、性自認が「男」や「女」などとはっきり固定されていなかったり（クエスチョニング）する人もいる。それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」などと表現されることもある。ただし、性別や恋愛は上記以外にも多様な形があることが知られている。



## コラム

### レインボーカラー

現代の日本では虹は7色ですが、6色のレインボーカラーは、性的マイノリティの活動のシンボルとされている。

### SOGI（ソジまたはソギ）

Sexual Orientation & Gender Identityの頭文字のことで、「性的指向と性自認」のことを表す。

性的指向や性自認は、すべての人に関わることからLGBTよりも広い概念になる。

### 多様性

恋愛の多様性は、LGBなど恋愛対象の多様性のみを示すものではなく、生涯を共にするパートナーシップの多様性、家族の多様性（例えば同性カップルと子どもの家族）にもつながっており、QOL（Quality of Life）に大きく関わります。恋愛、パートナーシップ、家族の在り方において、多様な在り方が尊重され、どのような形であっても安心して幸せに生活できる社会が求められている。

## (10) 自殺をめぐる問題【新】

### 1 現状

国内での自殺（自死）者数は、平成10年（1998年）には3万人を超え、しばらくは高い水準で推移していましたが。近年は減少傾向に転じたとはいえ、いまだに多くの方が亡くなっています。

横須賀市においても、平成11年（1999年）には年間100人を超え、近年は国と同様に減少傾向にはあるものの、年間70～80人の方が亡くなっています。

横須賀市の年代別死因（平成24年～平成28年合計）

年代	第1位		第2位		第3位	
10～19歳	不慮の事故	9人	自殺	7人	呼吸器系の疾患	2人
20～29歳	自殺	43人	不慮の事故	19人	悪性新生物	9人
30～39歳	自殺	55人	悪性新生物	30人	心疾患	23人
40～49歳	悪性新生物	143人	自殺	75人	心疾患	62人
50～59歳	悪性新生物	307人	心疾患	124人	自殺	64人
60～69歳	悪性新生物	1,252人	心疾患	322人	脳血管疾患	177人
70～79歳	悪性新生物	2,086人	心疾患	655人	脳血管疾患	412人
80歳～	老衰	1,611人	悪性新生物	1,485人	心疾患	1,466人

出典：横須賀市健康部データより作成

※自殺は、10代から50代までの死因のうち、どの年代でも上位3位以内に入っています。

### 2 これまでの施策

国においては、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法」が成立し、横須賀市でも同年から「自殺対策連絡（協議）会」を設置し、さまざまな取り組みを行ってきました。

また、平成28年（2016年）には「改正自殺対策基本法」が施行され市町村に自殺対策計画の策定が義務化され、横須賀市では「自殺対策計画策定委員会」等を設置し、自殺対策計画を策定しました。

### 3 課題

自殺は、「個人の問題」として認識されがちでしたが、広く「社会の問題」としても認識されるようになりました。自殺の多くが追い込まれた末の死です。横須賀市においては、さまざまな取り組みを行っていますが、いまだに多くの市民が自殺によって尊い命を失っています。また、自死遺族に対するケアも重要となっています。



## 4 施策の方向性（主な取り組み）

「誰も一人にさせない、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、庁外の関係機関とも連携して自殺対策に取り組みます。

### （１）自殺の実態分析

警察庁自殺統計を詳細に分析し、また横須賀市独自の自殺未遂者統計や、自殺対策に関する市民意識調査を実施し、横須賀市の自殺の実態を明らかにし、対策に役立てます。

### （２）地域連携

横須賀市自殺対策連絡会等を開催し、情報共有や意見交換を行います。また、関係機関等と形成するネットワークを活用しさまざまな取り組みを実施します。

### （３）相談体制の充実

関係機関と連携し、面接、電話及び訪問相談を実施するとともに、「横須賀こころの電話」に委託をして、休日等の閉庁時にも相談を受けられる体制をつくります。

また、さまざまな悩みを抱えた方に対して、関係機関と連携した包括相談会の開催やアウトリーチ（訪問型支援サービス）による包括相談を実施します。

### （４）人材育成

ゲートキーパー養成等の研修会の開催や、ゲートキーパー登録制度等により、自殺対策に係る人材の養成・確保や資質の向上を図ります。

### （５）普及・啓発活動

自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）に、街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施します。

### （６）ハイリスク者・若年者・高齢者・生活困窮者への対策

ハイリスク者支援連携会議を開催し、情報共有や対策を検討します。

また、性的マイノリティ分かち合いの会（Cafe SHIPポートよこすか）の開催に当たり支援するほか、市内大学生への相談機関紹介冊子の配布等を行います。

また、高齢者・生活困窮者についても関係各課と連携して支援を行います。

### （７）自死遺族支援事業

自死遺族個別相談会や自死遺族分かち合いの会の開催等、遺された方へ寄り添う支援を実施します。

### （８）周産期のメンタルヘルス支援

関係各課や医師会と連携し、妊娠期から産後1年までの女性の不安な心に寄り添う支援を実施します。

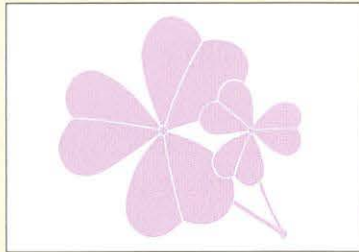
## (9) 自殺未遂者対策

市内2病院との連携による自殺未遂者支援を行い、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防ぎます。

市内2病院と情報共有、連携強化のために自殺未遂者対策検討会を行います。

### コラム

#### 横須賀市自殺対策シンボルマーク ～かたばみ～



クローバーのような ハート型の3枚葉で、花言葉は、「輝く心」。

繁殖力が強く、一度根付くと容易に絶えることがない。

人も、このたくましさ、輝く心を持っていただきたいとの思いが込められている。



## (11) その他の人権問題

近年、価値観の多様化や情報化の進展、経済的格差の拡大など、社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じています。さらに、人権意識の高まりや当事者の取り組みなどに伴い、改めて顕在化した人権問題があります。

ホームレスや生活困窮者、婚外子（非嫡出子）への偏見や差別、犯罪被害者とその家族への肉体的・精神的・経済的侵害、刑を終えて出所した人や犯罪者の家族に対する差別や権利侵害など、多くの問題が存在しています。

さらに、北朝鮮による拉致被害者とその家族なども解決すべき問題として認識されています。

これらの問題は、人権尊重の意識が日常生活に根付いていないことを示すものであり、誤った知識や偏見による嫌がらせ・差別の根本的解決の難しさを示しています。

これらの人々に対する人権侵害を防ぎ、支援・救済を行うためには、法制度の整備や社会全体の理解を醸成する必要があります。

このため、横須賀市は、これらの問題に対する認識をさらに深め、法改正や社会情勢の変化などに応じた的確な施策を検討し展開していきます。また、国や県などの関係機関と連携し、啓発活動や相談窓口での誠実な対応など、地方自治体としての役割を果たせるよう努めていきます。

### 1 犯罪被害者およびその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担を負わされた上、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮など、被害後生じる問題に苦しめられることがあります。また、周囲の人々の無責任な噂話やメディアによる行き過ぎた取材・報道によってプライバシーを侵害され精神的被害を受けることもあります。

犯罪被害者とその家族に対する支援については、昭和55年（1980年）「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、経済的な支援がなされてきましたが、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が明文化され、犯罪被害者等のための施策が総合的、計画的に進められることとなりました。

横須賀市は、同法の理念に基づき、相談窓口の充実など、犯罪被害者とその家族の支援を進めていきます。

### 2 刑を終えて出所した者等やその家族の人権

犯罪をした者が刑務所の出所後に偏見を持たれたり、その家族も同一視されたりすることがあります。これは、非行少年が少年院を出院した場合にも同様のことが起こり得ます。犯罪をした者が高齢者や障害者だった場合、14歳未満で触法少年となる場合などは、福祉の問題も関わって、さらに問題が複雑化します。犯した犯罪は、償わなければなりません。罪を償った者が社会において孤立することなく、

地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援をすることが必要です。

国は、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、平成29年（2017年）12月には「再犯防止推進計画」を策定しました。

横須賀市は法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、就労や住居の確保等の立ち直りに向けた取り組みを推進し、更生保護団体その他の関係者との緊密な連携・協力をすることで、出所した者等やその家族の支援に努めます。

### 3 路上生活者（ホームレス）・生活困窮者の人権

横須賀市では、NPO団体などの協力により、路上生活者の生活保護への移行も含めた、自立につながる定住促進を行っており、一定の成果を挙げています。しかし、いまだに支援を拒否する人もおり、根気よく説得を続けているところです。今後は、ホームレスを生まない社会の構築を目指すとともに、偏見や差別をなくし、支援に対する市民の理解や共生意識を醸成するための啓発を行っていく必要があります。

また、近年、経済状況の変化により生活保護受給者が増加するなど、我が国の相対的貧困率は上昇し、高齢者世帯や母子家庭でも相対的貧困率が高い傾向にあります。子どもの貧困率も上昇傾向にあり、7人に1人が貧困状態にあると言われていています。

これらの「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」で定義されない生活困窮者に対しても、各相談機関との連携など、社会的なつながりを構築するための息の長い支援策を検討していく必要があります。平成27年（2015年）4月には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者への包括的支援の提供が求められています。

### 4 就労支援を必要とする人の人権

近年、若年層を中心とした安定的な雇用を求める方が少なからず存在する中で、経済・社会構造の変化等により、雇用全体の約4割が契約社員、派遣社員、パートタイムやアルバイト等の非正規雇用労働者となっています。

働く意欲のある人が自らの働き方に合った仕事を得て、幸福を追求していくことができる社会の構築が望まれます。

このような中、国や県などを中心として、さまざまな取り組みがなされています。横須賀市においても、これらとの連携を図りながら、就労情報の広報、母子家庭などに対する自立支援セミナーの開催、ひとり親家庭や障害者への就労支援などの支援を行っています。

今後も引き続き、国・県・企業などとの連携のもと、それぞれの対象者に応じた就労支援の充実を図っていく必要があります。

### 5 職場における人権侵害

企業にとって、従業員は最も重要な財産です。しかし、近年、賃金未払いや長時間労働の強制、退職強要など、従業員の人権を侵害する「ブラック企業」<sup>※1</sup>や「ブ



ラックバイト」の存在が問題となりました。

職場において、従業員の人権が尊重されることにより、働きやすい職場が築かれ、組織の活性化や成熟につながっていきます。

職場におけるパワー・ハラスメント<sup>※2</sup>、セクシュアル・ハラスメント<sup>※3</sup>、マタニティ・ハラスメント<sup>※4</sup>等のさまざまな嫌がらせやいじめを防止し、働きやすい環境をつくるのが、企業には求められています。

そのため、関係機関と連携して、各事業所に対する啓発活動を行う必要があります。

## 6 婚外子の人権

婚姻外の関係の中で生まれてきた婚外子は、「嫡出でない子」という「社会的身分」から、それを理由として中傷、侮蔑、差別され、人としての尊厳が侵害されていることがあります。子どもは、その社会的身分について何の責任もなく、自らの意志や努力によって変えることはできません。

婚外子であることを理由とした差別のない社会が構築される必要があります。

## 7 災害に伴う人権問題【新】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方が避難生活を余儀なくされ、避難している方々への風評に基づく心無い嫌がらせも発生しました。そうした中で、さまざまな事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害に伴う人権に関わる問題が改めて認識されることになりました。

災害に備えて、地域との連携を図り、災害に対する日頃からの心掛け、避難などについて周知・啓発を行うとともに、同じ環境下でも、人によって自由や安心の度合い、必要な支援が違うことについての理解促進に努めます。

女性や災害時要援護者、障害者や高齢者等あらゆる人の気持ちに寄り添う避難所運営の啓発などの災害対応に努めます。

また、災害という非常時に際しては、平時よりも人権擁護に関する姿勢や意識が薄くなりがちのため注意が必要です。

## 8 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題【新】

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくことが必要です。国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援と周知を中心に進めます。

また、同時に、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の方々等への差別につながるような意識啓発等の取り組みが必要です。

## 9 アイヌ民族の人権【新】

アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、近世以降の同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言いがたく、また、迫害などにより長

く差別と困窮を強いられてきました。

平成19年（2007年）に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成20年（2008年）に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。しかし、アイヌ民族に対する理解不足から偏見や差別が依然と存在しています。

現在、日本の法律としてアイヌ民族を初めて先住民族と明記し、生活格差を解消するための法整備を図るなど、国において政策的な検討が進められています。横須賀市としても、適切な相談窓口の周知等、国と協力し支援に努めます。

## 用語解説

### ※1 ブラック企業

労働者に極端な長時間労働やノルマを課し、賃金不払残業やパワー・ハラスメントが横行するなど、遵法意識が低い企業。

### ※2 パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせ。

### ※3 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになったりすること。

### ※4 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ。



## 第4章 今後の人権施策推進に向けて

【新】…今回の改定で新しく位置づけられたもの

この指針は、横須賀市が目指す人権施策の方向性を示し、各分野の施策の企画・立案・実施・見直しなどに際して、人権擁護という欠くことができない視点を与えるためのものです。また、日常の業務の遂行に当たっての行動のガイドラインともなるものです。

人権の保障は、常に課題であり、目標であり続けます。従って、今後進めていく人権施策は、常に見直しを行い、改善していかなければなりません。

そのため、人権擁護にかかわる取り組みを人権尊重の理念にのっとり、総合的かつ効果的に進めていくための仕組みづくりについて、検討を行います。

### 1 庁内推進体制の整備

複合化する人権問題への対応など、部局間の連携を高め、人権施策を総合的に推進するための庁内体制を整備します。

### 2 第三者評価機関の設置

横須賀市の施策・事業について、人権擁護の観点から評価し、必要な提言などを行う第三者評価機関を設置します。

### 3 市民意識調査の実施 【新】

市民意識調査を定期的に行い、市民の方がどのようなことを問題と認識しているのかを把握し、事業の推進や指針の改定の際の参考とします。

### 4 人権施策推進指針の見直し

指針の内容は、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況を見据えながら、必要に応じて見直します。

## ◆◆ 資 料 編 ◆◆

### 人権関係法律および条約等一覧表

#### ◆法 律

名 称	制 定 年
日本国憲法	昭和21年（1946年）
地方自治法	昭和22年（1947年）
地方公務員法	昭和25年（1950年）
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12年（2000年）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※1	平成25年（2013年）
部落差別の解消の推進に関する法律※2	平成28年（2016年）
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律※3	平成28年（2016年）
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	平成31年（2019年）

※1、※2、※3について、参考に条文を掲載します。

#### ◆条約等

名 称	採 択 年
世界人権宣言	昭和23年（1948年）
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	昭和40年（1965年）
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際的規約	昭和41年（1966年）
市民的及び政治的権利に関する国際規約	昭和41年（1966年）
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	昭和54年（1979年）
児童の権利に関する条約	平成元年（1989年）
障害者の権利に関する条約	平成18年（2006年）



## ※1 ◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置  
(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)



第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。  
(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。  
(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## ※2 ◆部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落

差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### ※3 ◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努



めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## ◆人権施策推進会議条例

人権施策推進会議条例をここに公布する。

人権施策推進会議条例

(設置)

第1条 本市の人権擁護に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、関係団体の代表者及び人権擁護委員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 推進会議に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 推進会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



## 人権施策推進会議委員（50音順 敬称略）

※任期：平成30年6月1日～令和元年5月31日

氏名	所属・推薦団体
飯田 亮 瑠	ダイビーノン代表
石 節 子	公募市民
植 田 威	特定非営利活動法人NPO法人情報セキュリティ フォーラム理事・事務局長
大友 朋 子	弁護士
小林 優 人	公募市民
杉 本 脩 子	NPO法人グリーンサポートリンク代表 (全国自死遺族総合支援センター)
○多 田 幸 子	横須賀市人権擁護委員会常務委員
◎西 村 淳	神奈川県立保健福祉大学教授
早 坂 公 幸	一般社団法人神奈川人権センター事務局長
堀 越 君 枝	北下浦地区民生委員児童委員協議会会長

◎は委員長 ○は委員長職務代理者

## 横須賀市人権施策推進指針[改定版]

発行年月 令和元年(2019年)7月

編集・発行 横須賀市人権・男女共同参画課

電 話 046-822-8219

F A X 046-822-4500

E - m a i l we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

○この冊子は800部作成し1冊当たりの単価は362.8円です。

○この冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に基づく令和元年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす用紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。